

利 用 者 の た め に

本報告書は、平成 29 年 10 月から平成 30 年 9 月までの調査結果を集計したものである。

I 広島県人口移動統計調査

1 甲調査

(1) 集計方法

住民基本台帳法に基づく 1 か月間の転入、転出、出生、死亡等の状況により集計している。

なお、平成 24 年 7 月 1 日現在分までは、外国人については、外国人登録法に基づいて集計していたが、平成 24 年 8 月 1 日現在分からは、外国人も住民基本台帳に基づいて集計している。

(2) 人口・世帯数の推計方法

ア 人 口

直近の国勢調査による人口を起点とし、転入、転出、出生、死亡等を加減して、毎月推計値を求める。

イ 世帯数

直近の国勢調査による世帯数を基に、住民基本台帳法に基づく世帯数の増減数から推計値を求める。

なお、平成 30 年 4 月 1 日現在分からは、世帯数については、年 1 回（10 月 1 日現在）のみ調査をしている。

(3) 推計値の補正

人口及び世帯数は前述の方法で推計するが、5 年毎に実施される国勢調査結果との間に差異が生じるため、前回国勢調査までさかのぼって推計値を補正している。補正方法は 5 年間で生じた乖離人口及び世帯数を毎月均等配分する方法による。

(4) 人口増減

ア 社会増減

転入者数と転出者数の差から求め、転入者数の多いときは社会増加、転出者数の多いときは社会減少と表現する。

イ 自然増減

出生者数と死者数の差から求め、出生者数の多いときは自然増加、死者数の多いときは自然減少と表現する。

2 乙調査

(1) 調査方法

住民基本台帳法に基づいて市区町窓口で転入、転出の届出を行った者が、自計申告により記入した乙調査票を、届出日により1か月ごとにとりまとめて集計する。

なお、乙調査の対象は日本人のみである。

(2) 用語の定義

ア 移動者

- (ア) 県内移動者：県内の市区町から県内の他の市区町へ移動した者
- (イ) 県外転入者：他県から県内の市区町へ移動した者
- (ウ) 県外転出者：県内の市区町から他県へ移動した者
- (エ) 移動の主因者：転入又は転出を要する原因となった者
- (オ) 主因者に伴う者：移動の主因者に従って転入又は転出する家族など

イ 移動する理由

- (ア) 就職：新たな就職、卒業と同時に就職
- (イ) 転勤：同一企業内の勤務場所の変更
- (ウ) 転業・転職：現在の仕事・勤め先の変更
- (エ) 退職・廃業：退職や廃業
- (オ) 入学・転校：学校に入学・転校
- (カ) 通勤・通学の便：通勤・通学の事情
- (キ) 結婚・離婚・養子縁組：結婚・離婚・養子縁組など
- (ク) 子育て環境上の理由：子供の通園・通学事情、子育てのための親との同居・近居など
- (ケ) 介護：現在又は将来において親族等の介護を行うため
- (コ) 住宅事情：新築、転宅など
- (サ) その他：上記のどの区分にも該当しないもの

(3) 転出入超過

転入者数から転出者数を差し引いた数をいい、プラスの場合は転入超過、マイナス(△)の場合は転出超過を示す。

(4) 試算値

結果の概要(乙調査)で使用している「試算値」は、甲調査票による住民基本台帳の転入者数、転出者数(A)と、乙調査による転入者数、転出者数(B)が一致するように補正を行ったものである。

補正は、乙調査の年齢階級別、移動の理由別、都道府県別の各結果数値(C)に、(A)/(B)を掛けることで補正数値(C^*)を求める方法による。

(5) U・Iターン県外転入者

県外転入者のうち、次の条件を満たし、かつ、県内に5年以上居住する見込みがある者。

- ア Uターン：15歳時の住所地が県内で、県外から転入
- イ Iターン：15歳時の住所地が県外で、県外から転入

II その他

- 1 統計表に用いた記号の意味は、次のとおり。
 - － 該当数値なし, △ マイナス（減少）
- 2 統計表の中には、四捨五入により内訳の合計がその総数と一致しないことがある。
- 3 「増減数」、「増減率」とのみ記載されている場合は、「対前年」を意味する。
- 4 本書に関する問い合わせ先

広島県総務局統計課
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
TEL : 082-513-2533 (ダイヤルイン)
メール : soutoukei@pref.hiroshima.lg.jp
この報告書の内容は、広島県のホームページでも提供しています。
ホームページアドレス
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/toukei/jinkuidoutyosa.html>